

## 『災害時要援護者名簿』完成について

奈良市は『災害時要援護者名簿』の有効活用を始めます。

( 名簿作成は「奈良市地域福祉計画」の重点推進課題の一つ )

### 1. 名簿作成の目的

被災時は、地域において迅速かつ的確な要援護者の安否確認や様々な避難支援等に活用し、平常時は、地域において高齢者や障がい者など特に支援が必要となる要援護者が地域のどこにどのように暮らしているのかを把握し災害時に備えた日頃の見守り等に活用するためです。

また、行政の関係部署においても平常時から共有・活用するものです。

災害時要援護者とは、災害時において必要な情報を迅速・的確に把握したり、あるいは災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々を言い、奈良市は下表の者を災害時要援護者としています。

1) 障がい者 難病患者	ア 身体障がい者	身体障害者手帳4級以上
	イ 知的障がい者	療育手帳の交付を受けた者
	ウ 精神障がい者	精神障害者手帳の交付を受けた者
	エ 難病患者	難病患者支援台帳に登録の重症患者
2) 高齢者	オ 要介護・要支援の者	認定者のうち在宅の者(認知症を有する者含む)
	カ 常時一人暮らしの者	70歳以上

### 2. 奈良市の災害時要援護者名簿は

要援護候補者を戸別訪問し 収集した情報を名簿に登録すること。 行政から、安否確認等に携わる地域の民生委員ならびに自主防災組織に平常時から提供すること。 の同意を得て整備したことにより、平常時から地域において共有(当面は民生委員)出来る有効な名簿です。

名簿の作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意方式、関係機関共有方式</li> <li>・ 民生委員による情報収集(戸別訪問)</li> <li>・ 障がい者、難病患者に対しては事前の意向確認を実施</li> </ul>	
名簿の種類	同意者名簿および不同意者名簿の2種類	
名簿の共有	<b>同意者名簿</b>	<b>不同意者名簿</b>
・ 民生委員と	平常時から共有	災害発生時に提供
・ 自主防災組織と	平常時から共有(調整中)	災害発生時に提供
・ 行政は	関係部署で平常時から共有	関係部署で平常時から共有

### 3. 名簿登録人数

#### (1) 同意者名簿に登録された要援護者人数

1) 障がい者 難病患者	ア 身体障がい者	6,898
	イ 知的障がい者	952
	ウ 精神障がい者	76
	エ 難病患者	43
小計		7,969
2) 高齢者	オ 要介護・要支援の者	7,452
	カ 常時一人暮らしの者	5,530
小計		12,982
<b>合計(A)</b>		<b>20,951</b>
<b>名寄せ後の合計(C)</b>		<b>16,777</b>

同意者名簿への登録率：82.5%

#### (2) 不同意者名簿に登録された要援護者人数

1) 障がい者 難病患者	ア 身体障がい者	1,448
	イ 知的障がい者	256
	ウ 精神障がい者	14
	エ 難病患者	24
小計		1,742
2) 高齢者	オ 要介護・要支援の者	1,948
	カ 常時一人暮らしの者	627
小計		2,575
<b>合計(B)</b>		<b>4,317</b>
<b>名寄せ後の合計(D)</b>		<b>3,569</b>

不同意者名簿への登録率：17.

5%

<b>総合計(A)+(B)</b>	<b>25,268</b>
<b>名寄せ後の総合計(C)+(D)</b>	<b>20,346</b>

### 4. 名簿の有効活用と個人情報保護

#### (1) 平常時から共有する

発災直後、行政から民生委員や自主防災組織に対して名簿を提供することは理論的には可能ですが、突然起こる地震などでは行政も民生委員等も被災者となり、その時点での名簿提供は混乱を招くと予想されます。そこで平常時から地域の民生委員及び自主防災組織が、また行政の必要な部署が名簿を共有することに抛り、支援する側は日頃から自分達の役割をシミュレーションすることが出来ます。その結果、身近な地域において迅速な安否確認等が行なえると考えています。

## 【共有範囲および提供媒体の種類】

### 地域では

- ・ 地区民生委員児童委員協議会（46地区）
  - ・ 自主防災組織 46組織（平成21年1月時点） 調整中
- いずれも 紙媒体で提供

### 行政内部では

- ・ 市民生活部 危機管理課
  - ・ 保健福祉部 福祉総務課、障がい福祉課、介護福祉課、長寿福祉課
  - ・ 保健所 保健予防課
  - ・ 消防局 消防課、指令課
- いずれも 電子媒体で共有

### （参考）市から民生委員への名簿提供

### 【取材可】

本日午後2時、民生児童委員協議会連合会 会長会議（46地区会長）の席で、市長から民児連会長 楠田千之助 様に手渡します。

（北棟6階 第22会議室）

## （2）個人情報保護

名簿の取り扱い方法、その他個人情報保護に関する市民の関心は大変高く、名簿提供（共有）に当っては個人情報保護の徹底を図るために、必要な措置として市の個人情報保護基準に基づく覚書を締結します。情報を扱う者全てが適正な個人情報保護に努めるものです。

名簿の管理運用に当たっては、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損、その他の事故を防止するなど、常に最善の個人情報保護対策を講じる旨、個人情報保護審議会からも強く要望されました。

## （3）名簿の効果

名簿があれば、在宅要援護者に対する避難勧告を迅速・効率的に行うことができます。

また避難所に避難していない要援護者を迅速に把握できます。また避難所運営に活用できます。

名簿は、救援物資の必要量推計や、適切な備蓄計画・利用計画策定の基礎データとなります。

一旦名簿を作成すれば、以後の名簿更新作業を効率的に行なえます。

地域における要援護者マップ作成や、災害訓練に有効活用が期待できます。

## （4）名簿の更新

基本的に年1回の更新を予定しています。

なお、更新までに生じる異動などの変更については、民生委員による日頃の見守り活動など、地域の自主的な活動において把握していただくことが大事だと考えています。

## 5. 名簿作りにおける民生委員の役割と意義

### （1）民生委員の役割

平成20年6月から9月にかけて要援護対象者21,443人を戸別訪問し、名簿作成の趣旨説明と必要な情報収集を行い、併せて、名簿登録および名簿提供に必要な同意を取り付けました。

対象者数内訳は、身体障がい者 10,255 人、知的障がい者 1,475 人、精神障がい者 981 人、重症難病患者 88 人、要介護要支援者 10,577 人、70 歳以上一人暮らし 6,418 人の合計 29,794 人で、それらを名寄せし、さらに調査訪問拒否数を引いた人数が先の 21,443 人です。情報収集完了後、行政は情報のパソコン入力と必要な点検作業を行い名簿を完成させました。

(行政は民生委員に対して情報収集の法的な調査権限を付与する手続きとして、民生児童委員協議会連合会と委託契約を結びました。契約により民生委員は収集した情報を行政に渡すことが可能となりました。契約により民生児童委員協議会連合会と行政はこの作業に関して法的に一体と解釈されます。)

## (2) 民生委員が情報収集を行なう意義

民生委員の日頃の仕事の一つは、自分の近くにどのような人達がどのように暮らしているか絶えず把握し必要な支援を行なう地域住民の見守り活動です。今回の情報収集活動は一層の実態把握に繋がり、また戸別訪問により名簿登録率が高まる期待がありました。

そして、多くの個人情報扱う作業にあたっては、民生委員法により民生委員に守秘義務が課せられていることに意義があります。

## 6. 他市の名簿作成状況

### (1) 県内の状況 (H20 年 3 月「総務省消防庁防災課調査」による)

- ・奈良市を除く 11 市は未作成。
- ・現在作成に向けて検討中が 2 市、今後検討予定が 5 市、未定が 3 市、空欄 1 市。
- ・策定時の情報収集方法は、「関係機関共有方式 + 手上げ方式」が 3 市、「検討中・未定」が 7 市、空欄 1 市。

### (2) 中核市等の状況 (H19 年 12 月「地方行財政調査会調査」による)

政令市・中核市・県庁所在市・特別区 178 市区の調査結果によると、3 割弱にあたる 51 団体が『作成済み』、108 団体が『作成中・検討中』と回答。

6 割の 104 団体(作成中・検討中等含む)が市外部にも提供と回答。提供先の市外部者として、民生委員 97 団体、自主防災組織 71 団体、自治会・町内会 65 団体など。半数強の自治体が、自ら持つ情報と同じ情報を市外部に提供と回答。

対象者は、身体・知的障害者、一人暮らし高齢者、要介護認定者、高齢者のみの世帯など。

今後の課題は、要援護者への支援体制の確保、作成後のデータ更新、名簿未登録者への対応、名簿活用策、などと回答。

苦労した点は、個人情報保護や関係者の理解を得るために、名簿作成には多大な労力と時間を要することなど。